

有識者構成員からの意見

- 6－1 大久保構成員意見
- 6－2 久保構成員意見
- 6－3 小西構成員意見
- 6－4 中島構成員意見
- 6－5 松村構成員意見
- 6－6 山上構成員意見

平成 22 年 8 月 12 日
(社) 被害者支援都民センター
理事 大久保 恵美子

第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）における
具体的施策（案）整理表に対する意見

第 1 損害回復・経済的支援等への取組み

P1 新番号 2 に関して

「法務省及び日本司法センターにおいて・・・・・代理人である弁護士等が
カウンセラー・民間支援センターの犯罪被害相談員（コーディネーター）等を
犯罪被害者等との打ち合わせ・・・・・。」と赤字部分を入れて修文をお願い
したい。

理由：P28 の新番号 142 にも、新たな施策としてコーディネーターの養成が示
されているように、民間被害者支援センターでは、すでにコーディネーターと
しての役割を果たしている犯罪被害相談員が付き添い支援等を行うことで被
害者の被害回復に寄与しているため。

第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組み

P12 新番号 58 に関して

「警察において、被害少年が受ける・・・・・関係者への助言、関係機関への
紹介等も併せた継続的な・・・・・。」と赤字部分を入れて修文をお願いしたい。

理由：少年事件の場合、被害者少年のみならずその保護者への支援も重要であ
るため、広く必要な支援を受けることができるように、積極的に関係機関へ紹
介することが有用であると思うため。

P18 新番号 90 に関して

「厚生労働省において、・・・・・犯罪被害者等の精神的被害について、保健・
医療・福祉関係者に対する・・・・・。また、平成 13 年から・・・・・思春期
精神保健の専門家の要請研修の活用を含め、犯罪被害者等の相談、治療、保護
等を行なう・・・・・。」と赤字部分を入れて修文をお願いしたい。

理由：保健・医療・福祉分野等における相談・治療・保護等がその時期に応じて
適切に提供されることは犯罪被害者にとり被害からの回復に重要なことであ
るため。

第 3 刑事手続きへの関与拡充への取組み

P21 新番号 104 に関して

「法務省において、刑事裁判の公判前手続き期日や公判期日の決定につい
て・・・・・努めていく。」と赤字部分を入れて修文をお願いしたい。

理由：公判前手続きの重要性は益々高まり、殆ど実質的な審理がそこで行われているため、被害者はその結果をもとに意見陳述等の準備を始めなければ、公判が始まってからでは間に合わない。しかし、被害者等に参加は認められていない。被告人は、「黙秘権の行使」を保証された上で出頭出来る。被害者参加制度をつかう犯罪被害者には、被害者参加弁護士と共に参加出来るようにしていただきたいと思う。

せめてそれが実現するまでの経過措置として、検察官の被害者通知制度の中に「公判前手続きの開始期日」を加えていただきたい。それにより、検察官とのコミュニケーションも充実し、新番号 103 においても役立つうえ、被害回復にも有効であるため。

P22 新番号 109 に関して

「法務省において……〇〇等により周知に努めていく。」と赤字部分を入れて修文をお願いしたい。なお、〇〇部分には具体的方法を明記していただきたい。

理由：制度があっても安心して傍聴できる環境がなければ躊躇してしまう。被害者は年数が経過してから傍聴をしなかったことを後悔し自責の念に駆られ被害回復が遅れる。そのため、傍聴時の付き添い支援等が必要であるが、実際には、審判時（逆送にするという審判も含め）に民間支援団体に繋がることは難しい現状にあるため。（中立を旨とし、行政機関ではない裁判所が、民間支援団体に繋げることに裁判所としてハードルがあるのではないかと思うため）

第 4 支援のための体制整備への取組み

P30 新番号 155 に関して

「文部科学省において、……必要に応じ、教員加配を行なうと共に、被害者支援にも精通したスクールカウンセラーをすべての……。」と赤字部分を入れて修文をお願いしたい。

理由：被害者が置かれる現状や支援の必要性等について十分な知識がなければ被害者に二次被害を与えかねないこと危惧する。よって被害者支援に精通したスクールカウンセラーが必要です。

P38 新番号 192 に関して

「内閣府において、……厚生労働省、国土交通省、金融庁等の協力を得て……。」と赤字部分を入れて修文をお願いしたい。

理由：第 5 回検討会において金融庁は“振り込め詐欺救済法の制度概要”の説明の中で「犯罪被害者等の支援の充実のために支出」について説明をしていることから金融庁も他省庁と同様に協力していただきたい。

第二次基本計画における具体的施策（整理案）への意見

専門委員 久保 潔

(1) 新番号26（被害直後及び中期的な居住場所の確保）

地方公共団体の役割を明確化するため、担当省庁に「内閣府」を加え、例えば終了施策番号14と同様の一文を追加する。

「・犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において、居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、引き続き国において啓発・情報提供等を行う。」

(2) 新番号48, 141（ワンストップ支援センターの設置促進）

地方公共団体の積極的な取組を促すため、内閣府の施策の後に次の一文を加える。

「地方公共団体に対しては、支援センター開設への積極的な取組を促すため、啓発・情報提供等を行う。」

(3) 新番号79（児童虐待の防止、早期発見等）

学校の対応力の強化（新番号78）とともに、児童相談所の対応力向上が必要との観点から、一例として以下の修文を行う。

「厚生労働省において、児童虐待の早期発見に資するため、全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議等を通じ、児童相談所の対応力の向上、児童相談所を中心とした多種多様な関係機関の連携、および地域住民の理解向上への取組を促すとともに、全国の好事例を収集し、周知徹底を図る。」

以上

＜小西委員意見＞

小西委員からは、文書による意見提出はありませんでしたが、第6回会議での発言を踏まえ、以下の意見について内閣府で対応することとします。

- ・カウンセリング費用の公費負担については、補償制度等についての検討会とは別立ての検討会で検討する方がよいのではないか。
- ・カウンセリング費用の公費負担についての検討会には、文部科学省が参加することが必要ではないか。
- ・犯罪被害を受けた子どもに対する施策についても盛り込む必要があるのではないか。

2010 年 8 月 12 日

第 2 次犯罪被害者等基本計画（仮）における具体的施策（案）への意見

（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

中島聡美

1. 第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み

(1) 56V 第 21(13) 「厚生労働省において、警察庁、法務省及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、犯罪の実情及び犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療関係者の在り方及びその養成のための施策を検討し、3 年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。」について

→実施済みとされているが、実施状況についても記載されているように（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所においては、引き続き「犯罪被害者メンタルケア研修」を実施しており、また「PTSD 対策に係る専門家の養成研修会」の中でも犯罪被害者のメンタルヘルスについてとりあげていることを踏まえ、継続的に実施している施策として掲載されることを望むものである。

2. 第 4 支援のための体制整備への取り組み

(1) 204V 第 42(1) 「重症 PTSD 症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究 文部科学省において、平成 17 年度の科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムにおける課題「犯罪・テロ防止に資する先端科学技術」の中で新規採択した「犯罪、行動異常、犯罪被害者の現象、原因と治療、予防の研究」における犯罪被害による重症 PTSD 症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究成果を得、犯罪被害者支援の実践への活用を目指していく。」について

→上記施策について研究の終了により実施済みとされているが、上記の研究で犯罪被害者の必要とする治療等についての研究がすべてなされたわけではないので、引き続き研究が推進される必要があると考える。現に当研究所でも科学研究基盤（B）において「複雑性悲嘆の認知行動療法の効果の検証およびインターネット治療のプログラムの開発」（平成 22-24 年度）を実施しており、科学研究費において犯罪被害者および PTSD 等重度ストレス障害関連の研究を推進することを継続した施策として記載していただくことを希望するものである。

(2) 205V第42(2)「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に資する研究 厚生労働省において、犯罪被害者の精神健康についての実態とニーズの調査、医療場面における犯罪被害者の実態の調査、重度 PTSD など持続的な精神的後遺症を持つものの治療法の研究、地域における犯罪被害者に対する支援のモデルの研究などを継続的に行い、その研究成果を得、高度な犯罪被害者等支援が行える専門家育成や地域での対応の向上に活用していく。」

→ 厚生労働科学研究においては、「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入方法の開発に関する研究」(平成 20-22 年度)を実施しており、この中で、PTSD の持続曝露療法の効果研究、性暴力被害者への急性期介入研究、交通外傷後の精神健康に関するコホート研究などが含まれている。研究に関しては継続的に実施されるべきものと考えられ、かつ実際に厚生労働科学研究において引き続き実施されていることから継続した施策として取り上げられることを望むものである。

第2次基本計画骨子案に対する意見

松村 恒夫

[I]

13P(3) 犯罪被害者等に関する情報の保護【警察庁】(再掲：第5，1)

42P(16) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護【警察庁】(再掲：第2，2)

(骨子案)

イ 警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。

(改定案)

警察による被害者の実名発表、匿名発表については、**多くの**犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性、**犯罪被害者等の心情**等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していく。

(意見)

犯罪被害者等の中には、実名発表を希望する者が存在するのは事実であるが、大多数の犯罪被害者等は、ソットしておいて欲しいと思っている、従って、警察発表に当っては、そのような被害者等の心情を十二分に斟酌して判断して頂きたいと思います。

[II]

18P(3) 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討

法務省において、犯罪被害者等が被害者参加制度を利用して裁判所に出廷する際の旅費等の負担を軽減するための制度の導入について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

(意見)

被害者参加制度が導入されて、1年以上が経過し、被害者が参加することで刑事裁判の様相がかなり良い方向に変わってきました。ただ、参加人の旅費が大きな負担となっている現状もあります。たとえば、共犯8名の被害者参加裁判で、地方在住の被害者遺族3人が、裁判の度に上京され、被告人一人につき裁判が5日～10日行われ、交通費と宿泊費だけでも莫大な負担になっている例があります

ところで、事実審理の点を見ても、必ずしも検察官から必要な質問の全てが行われているとは限りません。被害者が被告人に直接質問した際、被害者の視点で問いただしたこと

で、被告人の弁解の矛盾や嘘を明らかにできたことが何回もありました。また、直接質問することで、事件の最大の当事者である被害者本人や遺族の立ち直りに良い影響を与えている点でも、被害者不在の裁判に比べ、大きな差があります。

被害者が参加することは確かに義務ではありませんが、より良い内容の刑事裁判を実現するために参加が必要不可欠なのですから、被害者に参加弁護士がついているか否かにかかわらず、また、被害者の資力如何にかかわらず、訴訟費用の一部として旅費を支給することは、国民の理解も得られることだと思います。

そこで、制度導入にあたっては、ぜひとも訴訟費用の一部として旅費を支給する方法と取って頂きたいと思います。

[Ⅲ]

35P(39) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等 (骨子案)

外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、可能な範囲で提供するよう努める。

また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対し、適切な支援を行うよう努める。【外務省】【警察庁】

(改定案)

外務省において、海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合、当該犯罪被害者等の要請に応じて、在外公館（大使館、総領事館）を通じ、現地の弁護士や通訳・翻訳者等に関する情報の提供を行うとともに、その他関連情報についても、当該犯罪被害者等からの要請に応じ、~~可能な範囲で~~提供するよう努める。

また、警察において外務省と連携し、海外における犯罪の被害者に関する情報の収集に努めるとともに、日本国内の遺族等や帰国する被害者等に対し、適切な支援を行うよう努める。【外務省】【警察庁】

(意見)

在外公館も最大限の努力をしてくれる事を期待するが、外務省の消極的な態度を感じているので、エクスキューズとなる文言は削除するのが適当と思います。

以上

平成 22 年 8 月 12 日

第二次犯罪被害者等基本計画案・骨子への意見

山上皓

以下の二点について、意見を提出させていただきます。

1. 第 3-1-(14) 刑事の手続等に関する情報提供の充実及び司法解剖に関する遺族への適切な対応

司法解剖後の臓器等が中・長期的に保管される場合があるケースについては、裁判上の必要性が必ずしもないもの、あるいは裁判が終わってその必要性がなくなったものも含まれています。また、それらが遺族に無断で公開の場に出されたり、写真等により公表されたりするなど、保管方法にも問題があります。「遺族に対してより適切な説明が行われる」とするのでは不十分で、「遺族の理解と協力が得られるよう」「保管の在り方についても配慮する」といった言葉を付していただけるとよいと思います。

2. 第 3-1-(16) 交通事故捜査の体制強化等

交通犯罪被害者の警察に対する要望に関連して、警察庁はこれを「検討対象外 (C)」としておりましたが、第 1 回会議において、質問に答え、「私どもとしても、交通ケースにおけるそういった被害者対策の取組みについて、一旦とりまとめをはしてみようと思う。」といった趣旨の発言をしておられました。警察庁として、この前向きの姿勢を、この項目の文中に何らかの形で含めていただけるとよいと思います。